

令和7年度 带状疱疹ワクチン 定期接種のお知らせ

広島市

令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンが定期接種に位置付けられました

接種時に広島市内に住民登録があり、次の①②いずれかに該当する方

①令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上になる方

65歳：昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ

70歳：昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ

75歳：昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ

80歳：昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ

85歳：昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ

90歳：昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ

95歳：昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ

100歳：大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ

101歳以上：大正14年4月1日以前生まれ

※令和7年度から令和11年度までは、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方を対象とし、令和7年度に限り101歳以上になる方も対象とします。

※令和12年度以降は、接種時に65歳の方が対象となる予定です。

②60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

※接種の際、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳が必要です。

接種期間 令和7年4月1日（火） から 令和8年3月31日（火） まで

組換えワクチン【シングリックス】

接種回数：2回 接種料金：18,100円×2回

※2か月以上の間隔を置いて接種（令和8年1月末までに接種開始する必要があります。）

生ワクチン【ビケン】

接種回数：1回 接種料金：4,900円

※既に一部の接種を任意接種として行っている場合は、残りの接種を定期接種として取扱い
ます。接種歴が不明な方などは、かかりつけの医療機関等へお問い合わせください。

広島市内又は安芸郡内の医療機関で接種を希望する場合

以下を持参して医療機関で接種を受けてください。

- 予防接種券、予診票**（令和7年7月を目途に対象者①に送付予定）
- 住所、氏名、年齢が確認できるもの**（マイナンバーカード、保険証、運転免許証等）
- 表面の対象者②に該当する方は障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳等）
- 自己負担金（シングリックス：18,100 円×2 回 ビケン：4,900 円）**

※生活保護世帯、市民税・所得割非課税世帯に属している方は自己負担金が免除されます。

（住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であることが条件）

自己負担免除の方は以下の書類を接種時に医療機関に提示してください。

【生活保護世帯に属している方】

A：被保護者証明書（夜間・休日等受診用） 空色

【市民税所得割非課税世帯に属している方】

B：市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）

※令和7年4月～5月に接種する場合は、前年度の証明書を使用してください。

C：介護保険料納入通知書（令和7年6月末時点で65歳以上の方に送付。記載されている所得段階が第1～第3段階で、令和7年8月以降の日付のもののみ使用可） 薄い水色

※令和7年4月～5月に接種する場合は、前年度の通知書で代用できますが、令和7年6月～7月に接種する場合は、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を使用してください。

D：後期高齢者医療資格確認書 橙色

※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるもののみ使用可。

※令和7年8月1日以降、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証若草色は、確認書類として使用できません。

E：介護保険特定負担限度額認定証 ピンク色

F：介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 オレンジ色

G：社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 空色

H：中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 白色

【注意】後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は発行終了となりました。

※予約が必要な場合があります。接種を受ける前に、希望する医療機関にお問い合わせください。

広島市内・安芸郡以外の医療機関で接種を希望する場合

事前に手続きが必要です。詳しくは各区保健センターにお問い合わせください。

- ・ 同封の予防接種券は、広島市内に住民登録をしている方のみ使用できます。
- ・ 接種期間外の接種にかかる費用は全額自己負担となります。その場合、健康被害が生じた際に、法に基づく救済を受けることができません。
- ・ 予防接種券のうち、（甲）は医療機関に提出し、（乙）は予防接種を受けたことを証明するものですので、大切に保管してください。
- ・ 定期接種の対象となるのは今年度限りで、以後は任意接種として取り扱われます。

注意事項

【お問い合わせ先】

各区保健センター地域支えあい課 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

電話番号 中：504-2528 南：250-4108 安佐南：831-4942 安芸：821-2809
東：568-7729 西：294-6235 安佐北：819-0586 佐伯：943-9731

接種の 受け方